

「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(原案)」に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和2年(2020年)12月21日(月)から令和3年(2021年)1月20日(水)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(原案)」についての意見・情報の募集を行った結果、14名(団体を含む)の方から37件、4市町から7件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	県民 団体	市町	合計 件数
第1. 基本的な考え方	0件	0件	0件
第2. 琵琶湖におけるレジャー利用の現状	3件	1件	4件
第3. 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標	2件	0件	2件
第4. 施策の基本方針	1件	0件	1件
第5. 施策展開の基本方向			
1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策	18件	3件	21件
2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策	2件	2件	4件
3 施策の総合的な推進	4件	1件	5件
全体、その他	7件	0件	7件
合 計	37件	7件	44件

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(原案)に対する意見・情報と滋賀県の考え方

【県民・団体】

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
第1 基本的な考え方			
1 計画策定の目的			
2 計画の位置づけ			
3 計画期間			
第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状			
1 琵琶湖におけるレジャー利用の変遷			
2 レジャー利用の現状			
3 個別レジャーの状況と問題			
プレジャーボート(水上オートバイおよびモーターボート等)			
プレジャーボートによる迷惑行為等			
従来型2サイクルエンジンによる環境負荷			
釣り			
1	10-12	釣りがびわ湖に関わる一員として何か出来ることがあるのかと考え、私は普段よりイチ釣り人として湖岸清掃活動を行っている。 琵琶湖では私と同じく、地味ながらも今より少しでも良く、最低でも今より悪くはならないように活動を行っている釣り人がおられ、そのような方が、どんな想いで、何を目指して行っているか、生の言葉に耳を傾け、寄り添う事も必要であり、そのような場を用意いただければ啓蒙に対しても大いに貢献もでき、嬉しく思う。	取り組んでいただいている湖岸の清掃活動のような、それぞれの立場を超えた琵琶湖保全のための取組の輪を広げていくことが重要であると考えています。 また、皆様の日頃の活動内容等をお話しただけの場を設けることも検討したいと考えています。
2	10-12	琵琶湖の環境保全を考え、生分解性プラスチック素材のソフトルアーのみの使用を条例で認めれば良い。	生分解性プラスチック素材のソフトルアーは、通常のプラスチックより早く分解される点においては、環境に一定配慮した釣り具とはいえませんが、技術的な課題や商品の種類が少ない等の理由から、現段階で生分解性プラスチック素材のソフトルアーのみを使用するよう、条例で規制することは困難であると考えます。
3	10-12	今後の取り組みとして環境負荷が大きいソフトルアーやライン、シンカー(鉛)の使用禁止も条例に盛り込むよう再度検討すべき。さらに、県内の釣具店にこれら該当商品を置かないよう協力を求めたり、バスプロや釣りガイド等、オオクチバス釣りを生業としている人たちにも利用しないよう直接協力を呼びかけたり、琵琶湖を舞台としたオオクチバスの釣り番組内でも、これら環境負荷の大きな釣り具の使用自粛の呼びかけを必ず流して貰うよう要請もしていただきたい。	ご指摘いただいた釣り道具について、関係事業者等から製品の現状や開発状況等に関して情報収集し、その取り扱いについて、今後、検討を進めてまいります。 また、併せて関係事業者等の協力を得ながら、様々な媒体を活用して環境配慮製品の一層の使用促進に努めてまいります。
遊泳			

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
バーベキュー、キャンプ等			
第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標			
1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方			
4	15	地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさない利用であることとあるが、現状では、支障を及ぼしているのので「できるかぎり」を削除すべきである。	まったく影響がないことが望ましいものの、レジャー活動は、地域住民の生活と生業に一定影響があるものであることを踏まえ、条例の前文においても、「湖畔に暮らす人々の生活にできる限り負荷がかからないものであるべき」とあります。そのため、原案のとおりとします。
5	15	琵琶湖のレジャー利用のあり方に「○琵琶湖の美しい景観を守り、美化を促進する利用であること」のような文言を追加。万葉の頃から親しまれ、近江八景や日本初の国定公園である琵琶湖の景観美を守り、観光等に資する。	琵琶湖の景観美も重要であり、これらの施策と連携する必要があると考えますが、本計画は「琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減」のための施策と推進方策について定めたものであることから、原案のとおりとします。
2 基本理念			
3 計画の目標			
第4 施策の基本方針			
6	16	プレジャーボートの航行に関して、琵琶湖の利用は、本来ルールやマナーを守る限り自由なものであることは理解できるが、ルール・マナーを条例化されているにもかかわらず違反者が多い。 まず、規制的手法を強化し、その後、守られた結果、琵琶湖のレジャーを環境負荷の少ないものへと意識の向上と転換を図っていくことが適正であると思う。	プレジャーボートによる条例違反行為や迷惑行為については、これまでから条例に基づき、行為者に対して、指導・取締等を行うなど規制的な取組を行っています。 今後も引き続き、そのような行為者に対して厳しく指導・取締等を行うとともに、ルールやマナーを守って琵琶湖を利用するという意識を高めてもらうよう、利用者や関係事業者等に対して、普及啓発に取り組んでまいります。
第5 施策展開の基本方向			
1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策			
(1)プレジャーボートの航行規制の徹底			
7	18-21	広い琵琶湖をパトカーのように監視するパトボート、白水上バイ隊が必要であると思う。再度、夏季限定でもいいので湖上警ら隊を組織する必要性を感じる。	現在、県においては、夏期などプレジャーボートの利用者の多い時期を中心に、湖上、陸上から監視活動を行い、その中で条例違反や迷惑行為を発見した場合は、随時指導、取締等を行っています。 人員や執行体制の関係上、限りはありますが、今後も実効性が上がるように工夫を凝らしながら取り組んでまいります。 なお、滋賀県警察では、警察本部地域課水上警察隊により、年間を通じ、警備艇を運用して、湖上パトロール、船舶に対する指導取り締まり活動を行っているところです。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
8	21	地域における迷惑行為の解決のための地域単位の取組に対する支援を行うとありますが、具体的に実施した支援対策を計上すべきである。 ・平成21年度マイアミランド、水上オートバイ使用禁止 ・野洲市吉川湖岸緑地を水上オートバイ持ち込み防止柵設置など	ご指摘いただいた箇所は、今後の取組方向の全体概要を記載するところであり、これまでの実績は18～19ページに記載しておりますので、原案のとおりとします。
9	18-21	航行規制水域表示ブイが見づらく、数を増やすか目視しやすい物にするべきだと思う。	航行規制水域表示ブイについては、予算の関係上、限りはありますが、視認性を上げるという観点から、随時増設しているところです。 今回のご指摘を踏まえ、さらに認知しやすくなるよう、対応を検討します。
10	18-21	水上オートバイなどが白鬚神社の鳥居をくぐっているのを見るが、危険だし見苦しいので航行禁止にしてほしい。	問題の改善に向け、地元、高島市、関係機関とともに協議し、航行規制も視野に入れ、対応を進めてまいります。
(2)環境対策型エンジンへの確実な転換			
11	23-24	性善説では取まらないと思うので、もっと強力にエンジンの船舶、ポート、水上オートバイはNGとして、時間を稼ぎ、電動のそれらの商品が出るまでの間に、実効性のある計画を策定すればよいと考える。	条例に規定する従来型2サイクルエンジンの使用禁止や航行規制のルールを遵守することで、環境への負荷は一定低減できると考えます。 引き続き、レジャー利用者や関係事業者等に対して、マナーの向上、ルールの遵守に向けた普及啓発に取り組んでまいります。
12	24	ウ 今後の取組方向 (ア)従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底の「実効性を担保するため、違反する操船者に対して条例に基づく罰則適用を視野に入れた取締を行います。」を「実効性を担保するため、違反する操船者に対して条例に基づく罰則を適用し、取締りを強化する。」に変更すべき。	罰則の適用については、個々の事案に応じて判断する必要があることから、原案のとおりとします。
(3)外来魚のリリースの禁止等の徹底			
13	25-28	琵琶湖の動植物を生きにくくさせている原因は、外来魚のみではなく、他の要因もあり、もっと根本的に琵琶湖に住む生き物たちにとって命を育める環境づくりに注力すべきと考える。このため、「外来魚のリリース禁止等の徹底」については、人件費や経費等の予算を増額してまで対応することについては反対である。	琵琶湖の生態系に影響を与える要因は数多くあり、それぞれの要因に対応した施策を進めることが重要です。 外来魚もその要因の1つであり、その外来魚を、釣りというレジャーの側面からも減らすことが必要と考えます。 このため、今後も一定額の予算を確保して取り組んでいくことが必要と考えます。
14	25-28	地域住民の生活と生業に支障を及ぼさないことを配慮しながら、条例に付帯事項として、「特定の日程でバスのリリースを認可する項目」を設け、バス釣りを生業とする人たちで構成するバス釣り大会を誘致することを提言する。	「リリース禁止」は、琵琶湖固有の生態系の保全に向けた施策の一つとして条例に位置付けたものであり、限定的であっても「リリース禁止」を解除することは難しいと考えます。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
15	25-28	「定期的な駆除釣り大会等の事業を実施することで、外来魚の駆除を進めるとともに、外来魚のリリース禁止の普及啓発を実施しました。」とあるが、駆除の効果に疑問を感じる上、外来魚釣りの普及のようにも見え、日々、マナーの悪い釣り人によって迷惑を被っている地元の者の気持ちを逆なでしている。このようなことに、予算、人員を使うのではなく、漁業者による駆除、地元の美化清掃・不法投棄防止・迷惑駐車防止などに振り分けてもらいたい。	駆除釣り大会などの事業については、釣りというレジャーの側面から外来魚を減らすために、例年、一定量駆除ができています。 一方、ご指摘のようなマナーの悪い釣り人による迷惑行為が発生していることは承知しており、様々な機会を通じて、マナーアップのための啓発に粘り強く取り組んでまいります。 また、引き続き、漁業者による駆除、地元の美化清掃・不法投棄防止・迷惑駐車防止などに関係機関が連携して取り組んでまいります。
16	25-28	住宅地に近い釣り場は釣り禁止にし、駐車場やトイレがあり、住宅地から離れている公園などで、地元の自治会など関係団体が認める箇所のみを釣り許可地にしてもらいたい。	琵琶湖の利用は、ルールやマナーを守る限りは自由なものであることから、ご提案いただいているようなエリアを県下一律に釣り禁止にすることは困難と考えます。 なお、条例に定める「地域協定」の制度を活用し、地元や関係事業者等との合意の下で、一定のルールを定めることは可能です。
17	25-28	回収ボックスや回収いけすの回収量も成果として挙げられているが、レジャー利用者には外来魚が増えようが減ろうがリリース禁止が守るべきルールであることを理解し、実行して貰うことが本筋であり、その結果として回収量が増えるのは、あくまでもルール遵守の副産物としての評価に留めるべきである。	外来魚回収ボックスや回収いけすは、リリースしない釣りスタイルを実践しやすい環境づくりのために設置しているものであり、そこでの回収量はリリース禁止のルール遵守状況を測る重要な指標の一つであると考えます。
18	25-28	原案の釣り人アンケートの結果には、釣り上げた外来魚をリリースするという人の割合は減少傾向にあるとされている。この調査は湖岸にいる釣り人に限定されているが、ボートから釣りをしている人も調査対象としていただきたい。また、今後、より正確なデータを得るために、県の関係者が口頭で質問するのではなく、QRコードによるオンラインアンケートなどの手法の導入なども検討していただきたい。	計画の進捗状況の成果指標の一つとして釣り人アンケート調査を実施しており、過去データとの比較のため、同じ条件で行うことが必要であり、これまでと同様の方法で調査を実施してきました。 一方、幅広く意見を聞くことは重要であることから、ご提案のようなボートから釣りをしている人へも調査対象を広げる他、実効性のある調査手法の導入を検討してまいります。
19	25-28	「現行施策の評価と課題」には「外来魚の生息量自体を減らしていくことも必要」とある。琵琶湖の環境保全を考えれば当然のことであり、県の目標とも合致するが、レジャー利用者には外来魚の生息量減少を課題として背負わせるのは筋違いである。	県では、外来魚の駆除事業とともに、釣りというレジャーの側面からも、琵琶湖の生態系を健全な姿で次の世代へ引き継いでいく取組を進めるために、条例により外来魚のリリースを禁止することとしました。これは、レジャーの側面からも、リリースしないことによる外来魚生息量減少の取組への協力をお願いするという趣旨です。
20	25-28	「釣り人による外来魚のリリースをゼロとするために」という具体的な目標が掲げられているのだから、目標値はあくまでも“リリースゼロにすること”であり、その目標達成に向けての政策に取り組んでいただきたい。	ご提案の趣旨を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
21	25-28	琵琶湖ルールの運用が始まって18年になりますが、この間釣り人のルール遵守に関しては後退していると思えない。これまでの施策では通用しないことを自覚し、「レジャー活動に伴う環境への負荷の低減」を実現するために、熱く強い気持ちで施策に取り組んでいただきたい。	ルール遵守の状況に関して、釣り人アンケート調査によると、外来魚を釣り上げた際にリリースするという人の割合は減少してきており、その点においては、釣り人にリリース禁止の意識が定着してきているものと考えています。 今後も、「レジャー活動に伴う環境への負荷の低減」の実現のために様々な取組を進めてまいります。
(4)ローカルルール等の推進			
22	29-30	近江舞子付近の自治会では、プレジャーボートの航行規制水域において、違反行為を繰り返しているため、河川法第24条および第26条申請による占用および工作物設置(ブイ)を行った結果、効果は大きくプレジャーボートの進入は無くなった。ただし占用期間が3か月であるため、効果が半減するので占用期間を8か月(4月から11月まで)占用できるよう支援をお願いしたい。(迷惑行為対策短期処置)	いただきましたご意見については、関係課と情報共有させていただきます。
23	29-30	水上オートバイ利用者が、公道での迷惑駐車と私有地および私有地駐車場に無断で駐車する事案が発生しており、公道は駐車違反で取り締まることができるが、私有地(自治会管理)駐車場は取り締まることができないため、苦慮する課題が発生している。(駐車禁止看板設置しているが、無断駐車)	迷惑駐車を取り締まりの関係については、状況に応じて対応できることが異なりますので、そのような状況がありましたら、通報をお願いします。
24	29-30	(ゴミの投棄・放置対策に関し、)体制、予算、時期・スケジュール・頻度、対象地域、具体的な施策、目標値、成果指標などがなければ、計画とは言えないし、何も実現できない。取り組み計画の詳細を明示すべき。	本計画については、琵琶湖におけるレジャー利用に伴う環境への負荷の低減に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向などを示すものであり、個別事案について詳細な内容については記載していません。 ご指摘いただいたごみの投棄、放置対策については、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例等に基づき、散在性ごみ実態調査の実施や、各種の環境美化活動の推進とごみの投棄・放置防止のための啓発・指導・監視を行っております。
2. 秩序あるレジャー利用の促進のための施策			
(1)湖岸の適正利用の推進			
(2)安全なレジャー活動の推進			
25	33-34	琵琶湖では、全ての船舶またはプレジャーボートに琵琶湖講習を義務化し、終了証の携帯を義務付ける必要がある。	滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく水上オートバイ安全講習は、水上オートバイの利用実態や事故の発生状況等水上オートバイの特性に即して、水上オートバイに限定して講習を実施しているものです。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
26	33-34	琵琶湖の安全は警察ではなく、海上保安庁の警備取り締まりをお願いしたい。	海上保安庁は、海上保安庁法に基づき海上における海難救助や犯罪の予防等に関する事務を行っています。琵琶湖は海ではないため、事故防止等の観点から、滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づき、監視・取締をしています。 また、琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づく監視・取締は県で実施しています。
3 施策の総合的な推進			
(1) 計画の進捗管理			
(2) 琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討			
27	35	近年のプレジャーボートや水上オートバイのマナー劣化は著しく、このまま放置していれば県民全てが乗り入れ禁止に傾斜していくものと思われる。これを防止するためにも、乗り入れ可能な場所を特定し、琵琶湖保全のためにも有料化すべきである。 それ以外の場所から乗り入れた場合には、高額な罰金を徴収できる法令を制定してもらいたい。	プレジャーボートの乗り入れ箇所については、関係機関と連携し、マリナー等への集約を随時進めているところです。 今後もこの取組を継続するとともに、琵琶湖のレジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向け、レジャー利用者の応分の費用負担のあり方について検討します。
28	35	琵琶湖の利用は、本来ルールやマナーを守る限り自由なものであるが、それを守らない者が多い。また、河川法に違反しているプレジャーボートの保管業者がいる現状で、湖岸沿岸での住居地域では、長年、騒音・迷惑駐車等に悩まされていることから、プレジャーボート(水上オートバイ等)の航行規制水域内での発着場所の制限、規制をしない限り、静かに徐行し航行規制水域外に移動することをしない。地元関係団体、県関係部署および警察等と連携をしながらプレジャーボート等の持ち込みの禁止もしくは発着場所の限定を早急に行うなどの対策が必要である。	プレジャーボートの乗り入れ箇所については、関係機関と連携し、マリナー等への集約を随時進めているところです。 今後も関係機関が連携して、こうした取組を継続するとともに、課題解決のため、地域住民の方、関係事業者、関係団体等による自主組織づくりやローカルルールを策定することについて、県が積極的に支援することとしています。
29	35	他府県からの利用が多いこともあり、琵琶湖や河川の管理費用や環境保全費用に充てるための新たな費用負担を、レジャー利用者から求める仕組みについて検討してもらいたい。	琵琶湖のレジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向け、レジャー利用者の応分の費用負担のあり方について検討します。
(3) 広報広聴活動の推進			
30	35	レジャー利用者が琵琶湖の豊かな環境・安らぎを与えることを認識するためには、利用者から琵琶湖の使用許可の申請等をする際に周知しないと、例年、苦情が出るものと思われる。次代に琵琶湖の自然を引き継ぐため、利用者も意識をもってもらいたくことが必要ではないか。	琵琶湖を利用する際に守っていただく規制事項等について、「琵琶湖ルール」という合言葉を使用し、利用者一人一人がこのルールを守って利用していただけるよう、普及啓発を行っています。 今後、琵琶湖の環境をできる限り健やかなまま次代に引き継いでいくため、引き続き利用者の皆さんの意識向上のため、琵琶湖ルールの普及啓発に取り組んでまいります。
(4) 調査研究の推進			
(5) 施策の推進体制			
全体、その他			

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
31	-	<p>ピワイチを全国展開するためにも、安全に走行できるよう自転車専用路を琵琶湖全周に整備すべきである。</p> <p>びわ湖マラソンが軽視されようとしている今、自転車による琵琶湖一周レースを開催願いたい。</p>	<p>既存の道路幅の中で、自転車通行帯の整備や歩道幅員を広げるなど、自転車と歩行者、自動車が共存できる走行環境づくりを進めています。</p> <p>自転車による琵琶湖一周レースについては、競技に相応しい道路の整備や、県内全域での交通規制・警備等の課題が多いと考えており、ご意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
32	-	<p>快適なウォーキングコースは、調和、共生、心身の健康を志向する、そんなウォーカーたちを、湖国滋賀の観光も含めて、呼び寄せることもできると思う。琵琶湖岸を一周する安全な遊歩道、琵琶湖一周街道の整備について、計画に具体的に加えるべきではないか。</p>	<p>本計画は、レジャー利用の適正な利用による環境への負荷の低減を目的としていることから、ご提案いただきましたウォーキングコースの整備については、本計画の記載対象ではありませんが、貴重なご意見として関係課に情報提供させていただきます。</p>
33	-	<p>「競艇」の2サイクルエンジンから4サイクルエンジンへの転換が進んでいないが、全国一斉導入ではなく、びわこ競艇で先行導入を実施していただきたい。</p> <p>本件について、県からの「指導」を実行しないのは国のどの部門なのか、どのような理由なのか公表していただきたい。</p> <p>施行者である滋賀県には導入時期の設定権限は無いのか？</p> <p>さらに、4サイクル化と並行して電動化など更なるCO2削減方法の検討開始を求める。</p>	<p>プレジャーボートの2サイクルエンジン使用禁止を定める「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」は、レジャー活動における規制を目的としています。</p> <p>びわこ競艇場の競艇用ボートのエンジンは、レジャー目的ではなく、モーターボート競争法に基づき、競艇場の水域に限って航行するものであることから、本条例の規制対象としていません。</p> <p>なお、4サイクルエンジンを琵琶湖だけに先行して導入した場合、選手への教育や訓練、選手の出場拒否、ファンへの影響のほか、生産供給体制および価格(エンジン製造コストの施行者へのしわ寄せ)などの課題があると聞いており、全国の競艇場の協力の下、同じエンジンを全国一斉に導入できるように、国に要望しているところであり、引き続き要望していきたいと考えています。</p>
34	-	<p>藻刈りに関しては、対策エリア内にも刈り残している箇所があり、そこから再び増えていたり、刈り取りで回収できなかったものが流れて広まっているように思える。</p>	<p>水草の刈取り(根こそぎ除去)は、計画した範囲における水草の繁茂抑制を目的として実施しており、全てを除去しようとするものではありません。また、水草の漂流については、漂流した水草を回収する船を別個に設けるなどの対策を行っているところですが、今後一層の抑制に努めてまいりたいと考えています。</p>
35	-	<p>外来魚駆除の電気ショッカーでは、後日そのエリアに在来種の死骸が浮いているのが頻繁に確認されています。</p>	<p>電気ショッカーボートによる外来魚駆除を実施している時期は、コイやフナなど外来魚の産卵時期にもあたるため、免疫力が低下したこれらの魚が産卵などで力尽きて死亡し、風波によって湖岸に押し寄せられていることがよくあります。</p> <p>電気ショッカーボートを水産試験場の試験結果に基づいて適正な方法で使用した場合、外来魚、在来魚に関わらず一時的に麻痺するだけでしばらくすると回復して泳ぎだすことを確認しています。さらに、その使用によって在来魚が多く反応する場合には、即座にスイッチを切ってその水域を回避するなど細心の注意を払って使用しているところです。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
36	-	港内や矢橋帰帆島水路などで漁船の航行速度が明らかに速く、バス釣りのポートから注意されているのをよく見る。	港内については、各管理者で管理されているところですが、矢橋帰帆島の水路等、動力船の速度制限をしている一部の水域については、引き続き監視・取締活動を実施してまいります。
37	-	琵琶湖大橋の橋脚に関して、橋脚が湖面に接続する部分に橋脚を保護する為と思われる、コンクリートの壁が設置されている。そのコンクリートの壁が一部欠落し、壁で囲っている内部に入ることができるようになっている箇所がある。改善をお願いしたい。	情報提供ありがとうございます。ご指摘いただいた件について、滋賀県道路公社に情報提供させていただきました。

【市町】

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
第1 基本的な考え方			
1 計画策定の目的			
2 計画の位置づけ			
3 計画期間			
第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状			
1 琵琶湖におけるレジャー利用の変遷			
2 レジャー利用の現状			
3 個別レジャーの状況と問題			
プレジャーボート(水上オートバイおよびモーターボート等)			
プレジャーボートによる迷惑行為等			
1	9	琵琶湖はプレジャーボート(モーターボート、水上バイク等の動力船)以外にも、水泳客やカヌー、SUPなど多様なレジャー利用が盛んであり、互いの安全確保、騒音や曳き波による影響を防止する観点からも、利用エリアを明確に区分する必要があると考える。動力を用いるプレジャーボートについては、水泳やカヌーなど人力によるものと比べて容易に沖合に出ることが可能であること、また湖岸を航行する必要性は低いと考えられることから、現在航行が規制されている人家等が存在するエリア以外にも、琵琶湖の周囲は全て湖岸から350mを航行規制水域とし、離着岸を目的とした微速航行以外を規制することにより、湖岸を人力によるレジャー利用エリア、沖合を動力による利用エリアとすることが望ましいと考える。	ご提案いただいた内容については、趣旨はよく理解できると思いますが、琵琶湖の利用は、本来、ルールやマナーを守る限り自由とされています。そのため、航行規制水域を指定する場合、条例では必要最低限の水域とすべきとしており、琵琶湖全体を航行規制水域に指定することは現実的には困難かと考えます。
従来型2サイクルエンジンによる環境負荷			
釣り			
遊泳			
バーベキュー、キャンプ等			
第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標			
1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方			
2 基本理念			
3 計画の目標			
第4 施策の基本方針			
第5 施策展開の基本方向			
1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策			

(1)プレジャーボートの航行規制の徹底			
2	22	<p>現在、琵琶湖レジャー利用監視員については、市町村の推薦により選出されているところであるが、滋賀県による主体的・積極的な監視体制の整備のため、市町村による推薦ではなく、滋賀県が独自で選出すべきと考える。また更新、退任の確認についても滋賀県が行い、監視員との連絡、連携を強化すべきものとする。</p>	<p>日頃の監視員との連絡、連携については、県で対応しますが、人選については、地域により異なる状況を考慮した監視を進めるという観点から、引き続き、地域の状況に精通されている市町からの推薦についてご協力をお願いしたいと考えています。</p>
3	21	<p>白鬚神社の湖中大鳥居周辺における悪質な航行については、県が中心となって県内マリーナ等を通じてプレジャーボート利用者に対してマナー啓発を実施されているが、近年はマスコミによる報道が増えたことにより、当該スポットの存在を知らしめることにもなっており、悪質な行為の改善は見られない。</p> <p>白鬚神社および湖中大鳥居は古来より地域住民にとって神聖な場所であり、また日本遺産認定後は観光客も大幅に増え、悪質な航行に対する苦情も増加していることから、早急な航行規制が望まれる。</p>	<p>問題の改善に向け、地元、高島市、関係機関とともに協議し、航行規制も視野に入れ、対応を進めてまいります。</p>
(2)環境対策型エンジンへの確実な転換			
(3)外来魚のリリースの禁止等の徹底			
(4)ローカルルール等の推進			
4	29-30	<p>地域特有の課題が、地域における利用者間で発生している場合であれば、地域住民や地域の関係者によるローカルルール策定や自主組織づくりも有効であると考え、白鬚神社の湖中大鳥居周辺における悪質な航行については、琵琶湖南部や東部など、地域外からの来航がほとんどであり、このことは現地における目視確認でも明らかである。</p> <p>ローカルルールを策定しても、地域住民等が主体となって県内全域のマリーナや県外から来訪する利用者に啓発することは難しいため、県の権限において航行規制や取り締まりを強化されることが望ましいと考える。</p>	<p>ご指摘のような事情があることも承知しており、白鬚神社の湖中大鳥居周辺における悪質な航行の問題の改善に向け、ローカルルールの策定に限定することなく、どのような手法が望ましいか地元、高島市、関係機関とともに協議し、対応を進めてまいります。</p>
2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策			
5	31	<p>湖岸施設について、「適正な管理を図ります。」と記載されているが、施設類型ごとに適正な状態は異なるため、「適正な管理がされている状態とは、どのような状態であるか」を明記した上で、管理するべきではないか。</p>	<p>ご指摘の「適正な管理がされている状態」とは、施設類型ごとに、各法令に基づく管理規定等に基づき、レジャー利用の適正化の観点も含めて定め、実現する必要があると考えます。</p> <p>そのため、原案のとおりとします。</p>

6	31	<p>湖岸(湖辺域)については、湖岸緑地、自然公園区域、河川区域等が異なるエリアもあり、きれいに管理されているエリアもあれば、雑木が生い茂って荒廃し、人が立ち入れないエリアもある。</p> <p>「みどりのみずべの将来ビジョン」においても、「湖辺域では、保全を前提とした上で、(中略)持続可能な地域振興・観光振興につなげることを目指します。」とあり、増加傾向にあるキャンプ等のレジャー利用の増加に対応するためにも、まずは、荒廃している湖岸施設を「利用することができる状態にする」ことが必要ではないか。</p>	<p>県営都市公園において、老朽化した公園施設については、長寿命化計画に基づき、計画的に更新を行っています。また県や市、事業者、活動団体、地域住民など関係者との協働および役割分担のもと、都市公園の維持、修繕、管理、運営および更新や整備に取り組んでまいります。</p> <p>自然公園施設において、限られた予算の中ではありますが、適宜、現状調査を行い、施設の老朽化や機能低下の度合いを把握し、市町と連絡調整しながら、緊急度の高いものから改修、機能回復等を行っているところです。</p> <p>自然公園施設の機能維持を図るため、ボランティア、市町と連携しながら老朽施設の再生を行っております。</p> <p>今後もボランティア、市町と連携しながら自然公園施設の効果的な機能維持に努めてまいります。</p>
(1)湖岸の適正利用の推進			
(2)安全なレジャー活動の推進			
3 施策の総合的な推進			
(1)計画の進捗管理			
(2)琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討			
(3)広報広聴活動の推進			
(4)調査研究の推進			
7	35	<p>ビワマスのトロリングのように、レジャーの名目で琵琶湖固有の生物種が乱獲されていないか、既存の漁業者の漁獲量等に影響していないか、危惧する。</p> <p>本市では、第2次野洲市環境基本計画により、関係行政機関(滋賀県琵琶湖保全再生課、南部土木事務所、県琵琶湖環境科学研究センター)や市民とともに「家棟川・童子川・中ノ池川にビワマスを戻すプロジェクト」に鋭意取り組んでおり、ビワマスの遡上や稚魚の孵化などの実績をあげているところである。また、当該プロジェクトは、滋賀県の琵琶湖保全再生計画の中で、「7.生態系の保全および再生に関する事項 (2) 陸水域における生物生息環境の連続性の確保」と位置付けられているものでもある。</p> <p>レジャー名目での固有種採捕を禁止または規制等することは、現行法制下では困難であるが、当該原案中の3 施策の総合的な推進 (4) 調査研究の推進において、レジャー名目での固有種採捕の実情や影響等についてもその対象としていただきたい。</p>	<p>ビワマス等の一部の魚種については、水産資源の保護培養や漁業との調整を目的に遊漁者に対しても採捕のルールを設け、採捕状況を調査しています。</p> <p>また、本計画においても、第5の1の(4)ローカルルール等の推進、イ 現行施策の評価と課題でも記載しているように、ビワマスのトロリングも含めたレジャー利用が増えることによる影響について、注視してまいります。</p>
(5)施策の推進体制			
全体、その他			

